

農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により農用地利用集積(配分)計画(賃借権等)を定めるにあたり、同条第3項の規定により次のとおり利害関係人の意見聴取について公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地について、農地中間管理機構(高知県農業公社理事長)に意見書を提出することができる。

令和4年5月11日

農地中間管理機構
公益財団法人高知県農業公社

1 農用地利用集積(配分)計画の概要

申請年度・番号	賃借権等の設定をする農用地	地番	設定期間
4年 第33号	四万十町宮内字大宮田	1910	5年
	四万十町宮内字左近次郎屋敷	2003	5年
	四万十町宮内字左近次郎屋敷	2016	5年
	四万十町宮内字助吾郎屋敷	2126	5年
	四万十町宮内字後口田	1938	5年
	四万十町宮内字後口田	1939	5年
	四万十町宮内字左近次郎屋敷	2000	5年
	四万十町宮内字左近次郎屋敷	2010	5年
	四万十町宮内字五月田	2056	5年
	四万十町宮内字五月田	2057	5年
	四万十町宮内字五月田	2062	5年
	四万十町宮内字二中屋敷	2104	5年
	四万十町宮内字傳之丞屋敷	2155	5年
	四万十町宮内字五月田	2068	6年
	四万十町宮内字小太夫畑	2042	6年
	四万十町宮内字彼岸田	1990	8年
	四万十町宮内字彼岸田	1991	8年

2 縦覧期間・方法

令和4年5月11日(水)から令和4年5月18日(水)まで
(機構ホームページに掲載)

3 意見聴取の期間、提出方法

縦覧の期間中
郵送又は持参とし縦覧期間満了日までに必着

4 意見書の提出先

780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52
公益財団法人高知県農業公社

5 意見聴取の対象となる利害関係人

機構の借受応募に応募した者のうち、当該地区に借受応募した者で機構のホームページに公表した者